

遺族補償一時金請求書

〔 注意事項 〕

- 1 請求（申請）者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する口にレ印を記入すること。
- 2 「2 遺族補償一時金（遺族特別給付金）請求（申請）金額の計算」の欄の「受給権者の氏名」の項には、すべての受給権者について記入すること。
- 3 「2 遺族補償一時金（遺族特別給付金）請求（申請）金額の計算」の欄の「遺族補償年金（遺族特別給付金）が支給されていた場合」の項には、この請求（申請）書提出前に当該補償（遺族特別給付金の支給）の事由となった職員の死亡に係る遺族補償年金（遺族特別給付金）の支給が行われていた場合にのみ記入すること。
- 4 「2 遺族補償一時金（遺族特別給付金）請求（申請）金額の計算」の欄の「総務大臣が定める率(A)」又は「総務大臣が定める率(G)」の項には、地方公務員災害補償法第36条第2項の規定により、総務大臣が定める率を記入すること。
- 5 「2 遺族補償一時金（遺族特別給付金）請求（申請）金額の計算」の「(遺族補償一時金の額)」及び「(遺族特別給付金の額)」の欄の「(乗すべき数(ア))」の項には、遺族の区分に応ずる令附則第2条各号に掲げる平均給与額に乘すべき数又は令附則第2条の2に掲げる平均給与額に乘すべき数を、「(乗すべき数(イ))」の項には、遺族の区分に応ずる令附則第2条各号に掲げる平均給与額に乘すべき数を、それぞれ記入すること。
- 6 「2 遺族補償一時金（遺族特別給付金）請求（申請）額の計算」の蘭中、「(遺族特別給付金の額)」の蘭の記入については、令第1条職員にあっては別に定めるところによること。
- 7 「4 遺族特別支給金 申請金額」の欄の「遺族特別支給金」及び「遺族特別援護金」の項中「(総額) 遺族特別援護金」の箇所には、規程第29条の7第2項各号に掲げる金額のうち申請者の該当するもの及び規程第29条の9第2項各号に掲げる金額のうち申請者の該当するものをそれぞれ記入すること。
- 8 「5 遺族特別給付金申請金額」の欄には、「2 遺族補償一時金（遺族特別給付金）請求（申請）金額の計算」の「(遺族特別給付金の額)」の欄の(a)の金額（(a)の金額が(b)の金額を超える場合には(b)の金額）を記入すること。
- 9 「平均給与額算定書(2号紙)」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。
- 10 この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、この請求書の提出前に、当該職員の死亡について、公務災害又は通勤災害の認定請求書が提出されているとき又は遺族補償年金の支給が行われていたときは、次の(1)及び(8)に掲げる書類は添付する必要はないこと。
 - (1) 職員の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他職員の死亡の事実及びその死亡が公務又は通勤により生じたものであることを証明する書類又はその写し
 - (2) 請求者と死亡職員との続柄又は関係に関する市区町村長の発行する証明書
 - (3) 請求者が、婚姻の届けをしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類
 - (4) 職員の死亡に係る遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、請求者に先順位者のないことを証明する書類
 - (5) 請求者が死亡職員の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、兄弟姉妹であるときは、職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類
 - (6) 請求者が配偶者並びに死亡職員の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、兄弟姉妹以外の者で、主として死亡職員の収入によって生計を維持していた者であるときは、職員の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類
 - (7) 請求者が、死亡職員の遺言又はその任命権者(地方独立行政法人の職員にあっては、当該地方独立行政法人の理事長)に対する予告により特に指定された者であるときは、これを証明する書類
 - (8) 災害が第三者の行為によって生じたものであるときは、その事実、第三者の氏名及び住所(第三者の氏名及び住所がわからないときは、その旨)を記載した書類
- 11 年月日の記載には元号を用いる。